

綾瀬市特別支援教育就学奨励費実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨に則り特別支援学級等への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 奨励費の対象者は、次の各号に掲げる者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 綾瀬市立の小学校及び中学校（以下「綾瀬市立小中学校」という。）の特別支援学級に在籍する児童生徒（綾瀬市学校教育法施行細則（昭和56年綾瀬市教育委員会規則第21号）第9条第2項の規定により教育委員会から綾瀬市立小中学校への就学を承諾された児童生徒を含む。）の保護者
- (2) 通常の学級に在籍する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者
- (3) 通常の学級に在籍する学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により障害に応じた特別の指導（その在籍する綾瀬市立小中学校以外の学校において実施するものに限る。以下同じ。）を受けている児童生徒の保護者

(給付対象経費等)

第3条 奨励費の給付対象経費は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）別記2に定める補助対象経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3号に掲げる対象者に対しては、障害に応じた特別の指導に係る通学費のみを給付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、第6条の規定により定められた給付期間が4月2日以降である者には給付しないものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、綾瀬市就学援助要綱（平成23年4月1日施行）に基づき就学援助を受けている者は、就学援助により給付を受けた奨励費の給付

対象経費に相当する経費については給付しないものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助又は同法第13条に規定する教育扶助が行われている者（生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）による保護措置で同等の扶助が行われている者を含む。）は、当該扶助により給付を受けた奨励費の給付対象経費に相当する経費については給付しないものとする。

6 給付対象経費の額は、第5条第1項の規定により対象者ごとに決定した支弁区分に応じ、国の定めた当該年度の特別支援教育就学奨励費補助金の国庫補助対象限度額に定める額とする。

（申請）

第4条 奨励費の給付を受けようとする対象者は、毎年度、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（第1号様式。以下「調書」という。）に前年所得金額等を証明する書類（以下「添付書類」という。）を添えて、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前年所得金額等を公簿等により確認できる場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、対象者は、自らが保護する児童生徒が在籍する綾瀬市立小中学校の学校長に調書及びその添付書類を提出することができる。この場合において、学校長が受理した日を教育委員会に申請した日とみなすものとする。

（決定等）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領（昭和50年5月30日付文初特第324号）の規定により保護者の属する世帯の収入額及び需要額を算定し、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の規定の例により支弁区分を決定する。

2 教育委員会は、前項の規定による決定をしたときは、その結果を学校長及び保護者に通知するものとする。

（給付期間）

第6条 前条の規定による支弁区分の決定を受けた者に対する奨励費の給付期間（

以下「給付期間」という。)は、教育長が定める日までに調書を提出した者については第4条の規定による申請があった年度の4月1日(年度の途中で対象者となった者については、対象者となった日)から当該年度の末日までとし、教育長が定める日の翌日以降に調書を提出した者については提出した日の属する月の初日から当該年度の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の途中で対象者でなくなった者の給付期間は、対象者でなくなった日(対象者の保護する児童生徒の転学により対象者に該当しなくなった場合は、児童生徒の最終在籍日)までとする。

(経費報告)

第7条 教育委員会は、第3条に規定する給付対象経費のうち、必要な経費に関する資料の提出を学校長に求めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

